

令和5年3月23日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
副委員長 村松 謙二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について3月6日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第1号議案 古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 個人情報保護制度見直しの全体像について

- (1) 民間事業者を対象としていた個人情報保護法、行政機関を対象としていた行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象としていた独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が1つの法律に統合され、令和4年度から施行されている。
- (2) これまで国や民間、各地方公共団体においてそれぞれの法律や条例を適用していたが、適用されるルールが異なり、不均衡が生じていたことから、改正個人情報保護法によって全国的な共通ルールを規定し、全ての所管が個人情報保護委員会に一元化される。
- (3) 地方公共団体についても令和5年度から改正個人情報保護法の規定が適用されるため、例規整備が必要となる。

2. 古賀市個人情報保護に関する法律施行条例（案）について

- (1) 適用対象は、市の機関等（議会を除く）とする。
- (2) 個人情報の定義、収集、利用、提供等の個人情報の取扱い、個人情報

ファイル簿の作成、公表は、国と同じ規律を適用する。

- (3) 開示、訂正及び利用停止等の請求や要件、手続きは、主要な部分を法律で規定しているため、条例では規定しない。
- (4) 匿名加工情報の提供制度の導入にあたって、国と同じ規律を適用するが、経過措置として当分の間、都道府県及び政令指定都市のみ適用することとなっており、本市の新条例では導入を見送る。これに伴う市民への影響はない。
- (5) 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱いに関し、国に対する監視に準じた措置を行う。地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報提供・助言を求めることが可能となる。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第26号議案 古賀市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

本案は、古賀市議会の議決すべき事件を定めるため、条例を制定するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 提出議員が今回議案を提出するいきさつとして、田辺市政の下ということは理由としないとのこと。
2. 議案提出の仕方については様々な方法があるが、提出議員は、議案提出者が適切に説明をし、質疑を受け、質疑の中で議論が深まることによって、新たな条例制定につながればよいと判断したとのこと。
3. 議決すべき事件として現行ルールのない「市民憲章の制定又は改廃に関すること」「姉妹都市又は友好都市の改廃に関すること」を含めることにより、社会環境が変化していく中で、制度として適切に取り扱うことが必要である。
4. 議決すべき事件として「事業者の連携協定に関すること」とあるが、協定締結に至るまでの経緯・経過、目的等を議会の議論を通して市民にお伝えすることに意味がある。
5. 事務のスピード感や協定締結等の頻度が落ちるのではないかという懸念に対し、議決すべき事件の事務を妨げるわけではなく、議論を通して我がまちの一体感として推し進めていくことに非常に意味がある。執行部は、経緯や目的、取組理由を説明する。対して、議会はそれらを明らかにすることによって、結果として議論の内容を適切に市民に伝えることができる。

これは、二元代表制の一翼を担う議会の役割である。

【意見】

（賛成意見）

- ・ 議会基本条例の総体に照らして遊離、逸脱するものではなく、むしろ議会基本条例をブラッシュアップするものとする。
- ・ 議会人として、議員提案については、むしろ前向きに捉えるべきと判断する。

【審査結果】

委員会は、賛成少数で否決すべきものと決定した。